



「くらしに役立つ法律のはなし」の開催を 当分の間、中止します。

新型コロナウイルス感染症による発生状況をふまえ、感染拡大防止の観点から、3月に予定をしておりました下記の弁護士による法話は中止します。

当法話は従来から毎月連続して開催してきたところですが、4月以降の開催につきましては、再開できる状況になりましたら、改めて新聞や情報誌、ホームページ等でお知らせします。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

(今回中止とした講話：既周知分)

テーマ	令和2年春の相続検定 ～あなたの相続理解度を確認しましょう～
講師	後田法律事務所 後田 寿久 弁護士
日時	令和2年3月11日(水) 午後1時30分から3時まで
会場	南信消費生活センター会議室(飯田市美術博物館隣り)

— 確かな暮らしが営まれる美しい信州 —
学びと自治の力で拓く新時代

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

【長野県は「SDGs未来都市」です】



長野県南信消費生活センター
 (所長) 石澤一志 (担当) 松本善彦
 電話 0265-24-8058 (直通)
 F A X 0265-21-1703
 E-mail n-shohi@pref.nagano.lg.jp

SDGs(持続可能な開発目標)は、美しく、誰もが安心して暮らし続けられる社会をめざし、世界みんなで取り組む目標です